

国分寺市包括施設管理業務委託公募型プロポーザル 質問回答書

No.	項目	質問内容	回答
1	実施要項P1・1業務の概要 (3) 対象施設・対象業務	業務実施前、業務実施時及び業務実施中において変動が生じる場合があると記載ありますが、その際は価格が変更になるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	実施要項P1・1業務の概要 (4) 履行期間	委託業務を継続することが適当ではないと認められるときは・・・と記載ありますが、契約書の条文を確認したく、ご開示いただくことは可能でしょうか。	市ホームページ>発注・入札>各種契約約款「委託契約約款（令和5年4月1日適用）」を基に、今後、作成していく予定ですので、こちらを参考にしてください。
3	実施要項P2・1業務の概要 (5) 委託料	修繕費については毎年金額が変わっておりませんが、貴市の修繕費についての考え方（予算の算出方法・中長期修繕計画等）をご教授いただくことは可能でしょうか。	市ホームページ>市政情報>現在の主な取組み>公共施設マネジメント>包括施設管理委託について「国分寺市における包括施設管理委託の導入に関する方針」p4に記載のとおり、令和元年度から令和3年度における執行額の平均額を見込んでおります。
4	実施要項P2・1業務の概要 (6) 施設の利用等	②市は受託者に対して、業務従事者等の事務所として必要な場合は・・・無償で提供する。と記載ございますが、貴市にご提供いただく空室を利用することで事務所の出発の審査内容に該当するという理解でよろしいでしょうか。	無償で提供できる期間は、現在の市役所の解体を開始するまでの期間であるため、全委託期間に対する考え方をお示しいただき、審査します。
5	実施要項P7・6企画提案の参加申し込みについて 提出するもの	書類は①から⑧の順序で製本し・・・と記載ございますが、②については副11部と記載ございます。1部は①～⑧をファイリングしたものを正とし、残り11部は②のみファイリングするという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	実施要項P8・6企画提案の参加申し込みについて (2) 提出上の留意事項	④著作権は、応募事業者に帰属すると記載ございますが、一方で本プロポーザルに関する公表及び市が必要と認める場合には、提出された書類等を無償で使用できることとすると記載がございます。この点、第三者から企画提案書の提供の要望があった場合、どのような扱いとなりますでしょうか。著作権者に対して確認をしてから利用する。また、著作権者が第三者に開示できない情報を黒塗りして貴市にご提供するという理解でよろしいでしょうか。	契約を締結した事業者の提案書については、事業者に承認をとったうえで公表等いたします。契約に至らなかった事業者の提案書については開示することはありません。
7	実施要項P10・8審査方法及び審査結果の発表 ②2次審査	一次審査における(6)～(11)の項目に対し評価点を再度評価できるものとする。と記載ございますが、2次審査で(6)～(11)の90点が加点あるいは減点されることがあるという理解でよろしいでしょうか。	(11)の配点に誤記がありました。 (誤)25点⇒(正)35点 【実施要領】を修正します。 なお、2次審査における(6)～(11)の再度評価は、配点の100点を上限として、加減点するものです。
8	仕様書P4・第1章 関係法令の遵守	(2) 本業務の実施に伴って必要な官公庁その他関係機関への手続きは・・・と記載ございますが、どのようなものを想定されているのかご教授いただけますでしょうか。	【別紙6】各業務仕様書に記載されている内容に基づき実施を想定しております。
9	仕様書P4・第1章 1.1. その他	(6) 本事業の実施により生じる決算統計に反映するデータ・・・と記載ございますが、どのようなものを想定されているかご教授いただけますでしょうか。	決算統計に必要な根拠資料として、各施設における、目的別（総務管理費、統計調査費・・・）及び性質別（人件費、委託料、修繕・・・）ごとの支出内訳をエクセルデータ等にまとめていただくことを想定しております。 なお、詳細は優先交渉権者との詳細協議の中で決定します。
10	仕様書P4・第1章 1.2. 委託料の支払い、変更	委託料の支払い方法については、落札金額（保守・修繕費ともに市と調整済み）を分割して支払われるという理解でよろしいでしょうか。それとも、実績ベースでの支払いとなりますでしょうか。	保守管理等業務は落札額、修繕は実績ベースの支払いとなります。
11	仕様書P5・第2章 1. 一般事項	各業務の実施スケジュールの調整については、施設所管課ではなく、担当監督員との調整という理解でよろしいでしょうか。	原則、施設所管課となります。
12	仕様書P6・第2章 6. インターネットを活用した管理情報の共有	専用のデータサーバーに受託者が・・・と記載ございますが、これは貴市のデータサーバーを利用するという理解でしょうか。それとも受託者にて用意するという理解でよろしいのでしょうか。	受託者からの提案により受託者が用意するものとします。
13	仕様書P7・第2章 7. 不具合通報への対応	(4) 受託者は、監督職員又は施設管理職員の通報・・・と記載ございますが、担当監督員ではなく、総括監督員へ直接連絡して指示を受けるスキームになるという理解でよろしいでしょうか。	原則、お見込みのとおりですが、より効果的・効率的な提案を求めます。

No.	項目	質問内容	回答
14	仕様書P7・第2章 7. 不具合通報への対応	(5) (1)～(4)の対応に必要な費用は、原則、受託者の負担とするものとする。と記載ございますが、基本的には、見積の際に保守管理等業務あるいは修繕に上記費用を見込むと理解しております。上記費用の執行において、保守管理等業務あるいは修繕でしか執行することができない等の制約等はありませんでしょうか。	費用の執行については、原則、不具合の内容に応じた業務の費用から支出となります。
15	仕様書P8・第2章 10. 報告書等の提出	報告書の提出は紙ベースでの提出となりますでしょうか。また紙ベースの場合は、何部必要になりますでしょうか。あるいはデータでの提出も可能でしょうか。	仕様書p6「6.インターネットを活用した情報の共有」にありますとおり、（電子データでの報告書等）電子システムを活用した、より効果的・効率的な提案を求めます。
16	仕様書P8・第2章 10. 報告書等の提出	②受託者は、修繕費の精算に必要な実施状況一覧を・・・と記載ございますが、契約金額に満たない場合や契約金額を超える場合には、返金や補填等が発生するという理解でよろしいでしょうか。	修繕は実績ベースでの支払いとなりますので、予算額に満たなかった場合は、修繕費内での精算となります。なお、委託期間（5年間）の契約金額を超えての実施は、原則、認めておりません。ただし、本業務で実施が必要な場合は、市と協議のうえ、決定するものとします。
17	仕様書P9・第4章 1. 共通	(2) 成果物の納品とは、報告書を取り纏めたものという理解でよろしいでしょうか。	各業務仕様書における成果物の構成を基本とします。成果物の均質化も併せて求めます。
18	別紙1 対象施設・対象業務一覧	各業務の報告書をご提示いただくことは可能でしょうか。	【別紙6】各業務仕様書に記載されている内容に基づき実施を想定しております。
19	実施要領 P1-2 (5) ①委託料について	実施要領記載の委託料について「令和5年度の予算額を基に、人件費及び物価上昇率の実績値を考慮している」とありますが、契約期間中に上記が上昇した場合は、委託料は変動するものと考えて良いでしょうか。	委託期間中の上昇分を見込んでいるため、原則変動いたしません。
20	実施要領 P1-2 (5) ①委託料について	実施要領記載の委託料について「委託業務に係る費用の他、マネジメント業務に係る費用を含んでいる。」とありますが、具体的な費用内訳を開示頂けますでしょうか。	市ホームページ>市政情報>現在の主な取組み>公共施設マネジメント>「国分寺市における包括施設管理委託の導入に関する方針」p4に記載のとおり、対象業務の予算に対し14%程度を見込んでおります。また、具体的な計上の内訳は非開示とします。
21	実施要領 P1-2 (5) ①委託料について 別紙4 修繕履歴一覧	各年毎の修繕費が同額となっておりますが、別紙4の修繕履歴一覧では、令和元年が約3,500万円、令和2年が約5,000万円となっております。 修繕費については、当年の修繕費が見積額に満たない場合は、翌年に繰り越すことが可能という認識でよろしいでしょうか。	No.16をご参照ください。
22	実施要領 P1-2 (5) ①委託料について 別紙4 修繕履歴一覧	実施要領記載の委託料について、修繕費は別紙4の修繕一覧記載の3年間の修繕実績から、平均値に対し人件費及び物価上昇率、マネジメント業務費を考慮（加算）した料金という認識でよろしいでしょうか。	No.3及びNo.20をご参照ください。
23	実施要領 P12 (7)失格事項	本プロポーザルの失格事項に「④許容された表現以外の表現方法が用いられている者」とありますが、許容される表現について詳細に教えていただけますでしょうか。	実施要領に定めている条件の範囲内で表現をお願いします。
24	仕様書 P2・第1章 6.業務体制	「協力事業者」及び「業務責任者」について、企業数や人数に制限はありますか。	制限はございませんが、仕様書p3「7.市内事業者の有効な活用について」にありますとおり、市内事業者の有効活用に限配慮し、現行以上の水準での連携に努めてください。
25	仕様書 P3・第1章 7.市内事業者の有効な活用について	(1) 記載の「現行以上（契約件数及び金額において）の水準」とは、再委託予定の事業者と応募者との間に現在存在する契約実績及び金額を指すのでしょうか。 それとも事業者の市内における契約実績及び金額を指すのでしょうか。	対象業務において、現在、市が市内事業者と契約している契約件数及び金額を想定しております。
26	仕様書 P3・第1章 7.市内事業者の有効な活用について	(2) 「資機材等の調達等においても市内事業者を活用するなど地域経済の循環に努めること。」とありますが、資機材の調達においては流動性があるため、企画提案書への水準を提案することが困難と考えます。その場合は、業務体制上に調達予定先を記すことで問題ないでしょうか。	問題ありませんが、それを含め審査いたします。

No.	項目	質問内容	回答
27	仕様書 P4・第1章 9.関係法令の遵守	(4)の建築物環境衛生管理技術者の選任について、施設の所有形態が様々(借上、使用貸借、区分所有)なため、選任が必要な施設を教えてくださいませんか。	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、【別紙2】施設概要一覧及び【別紙6】各業務仕様書よりお読み取りください。
28	仕様書 P4・第1章 9.関係法令の遵守	(4)の建築物環境衛生管理技術者の選任については、法改正により特定建築物の所有者の確認が得られれば複数棟の管理技術者を兼任できますが、本契約においては業務の性質上、兼任が可能と考えても差し支えないでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、本業務の遂行に支障がない場合に限りです。
29	仕様書 P5・第2章 2.使用資機材の調達	(3)に「なお、施設に設置されている資機材で、施設管理職員が使用を認めたものは、その限りではない。」とありますが、使用可能な資機材を教えてくださいませんか。	現時点での想定はございません。
30	別紙4 修繕履歴一覧	税込み50万円を超える修繕に関しては、委託料の修繕費に含めないという認識でよろしいでしょうか。	本委託で対象とする修繕は税込み50万円未満となります。税込み50万円以上の修繕は本業務の対象外です。
31	実施要領 P1-2 (5)委託料	令和5年度の予算額並びに委託料(契約額)、委託先(契約先)を対象施設・対象業務の毎に開示していただけないでしょうか。 また、令和4年度の委託料(契約額)、委託先(契約先)についても対象施設・対象業務の毎に開示していただけないでしょうか。	実施年度につき、現在、資料として開示できるものはございません。なお、別紙5において、令和4年度(直前年度)の予算額は各業務ごとに、契約額については、最下段に合計額を示しております。
32	仕様書P3 7.市内事業者の有効な活用について	各種点検及び修繕の実施は、市内協力事業者の活用を想定していますが、緊急性や価格の優位性(コスト面)から現行事業者または市内事業者でなく、受託者による直接作業や市外事業者への変更は可能でしょうか。	原則、市内事業者の有効な活用としておりますが、緊急性や受託者による内製化による効率化など、提案を求めます。
33	実施要領 P6-6 (1)提出書類	契約実績届出書(様式第6号)にある同種業務の契約とは、包括施設管理委託の契約実績を指すのでしょうか。また、契約実績がない場合、提出不要という理解でよろしいでしょうか。	前段はお見込みのとおりです。後段は実績がない場合は契約期間に「実績なし」と記載し、提出してください。
34	実施要領 P1-2 (6)施設の利用等	ご提供していただける事務所内で発生したペーパー類や弁当容器等、受託者が出すゴミの回収、廃棄処分費は貴市負担でよろしいでしょうか。	ゴミ袋は受託者負担となり、廃棄は市ゴミ収集場所へ持込み可能です。ただし、弁当容器等については購入場所での廃棄を原則とします。
35	実施要領 P1-2 (6)施設の利用等	令和7年1月の新庁舎への移転後も新庁舎内に事務所(40m程度)と駐車場(2台程度)を無償でご提供していただけるのでしょうか。	No.4をご参照ください。
36	実施要領 P1-2 (6)施設の利用等	ご提供していただける事務所及び駐車場は24時間使用可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	実施要領 P1-2 (5)委託料	記載金額は税込みという理解でよろしいでしょうか。また見積額(様式第8号)についても、税込みで記載することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	実施要領 P1-2 (5)委託料	法令改正等、新たな業務発注が必要となり、予算を超えた場合の考え方を教えてください。	協議の上、決定するものとします。
39	仕様書P2・ 6.業務体制 (7)	緊急体制の整備及び対応に係る費用は、受託者の負担とありますが、貴市との災害・事故等のリスク分担をお示しください。	優先交渉権者との詳細協議の中で決定するものとします。
40	実施要領 P12 (7)失格事項	⑤提出書類等に関し故意に応募事業者が判別できるようにした者とありますが、提出書類(正・副)についてマスキングする必要があるのでしょうか。	故意にというのは、文言に社名がなくとも、ロゴ等で企業が特定できよう提案書に記載してあることを指します。マスキングを使用せずかつ会社名等が特定できないようにしてください。
41	実施要領 P7 6. (1)提出書類	見積書の項目は年度別で保守管理等業務と修繕しかありませんが、包括管理を受託する上で発生するマネジメント費等は、見積書には明記せず、保守管理等業と修繕費にそれぞれ必要額を加算した見積額を記載すればよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	実施要領 P12 9. 審査項目	第一次審査では1)~11)の審査項目、第二次審査では12)~17)の審査項目が記載されておりますが、書類審査(企画提案書)時に審査項目の1)~17)までの内容を記載することになっております。 書類審査(第一次)時の審査対象項目は1)~11)、1)~17)どちらでしょうか。	実施要領p12-13のとおり、第一次審査(書類審査)の項目は、1)~11)となります。ただし、第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)において、6)~11)の項目に対し評価点を再度評価できるものとしております。併せて、No.7もご確認ください。
43	全般	市からの指示命令・発注などは、公共施設マネジメント課から行われるという理解でよろしいでしょうか。	原則、お見込みのとおりです。

No.	項目	質問内容	回答
44	1 業務の概要 (5) 委託料 ※実施要領 P1～P2	受託後に修繕業務が予算額を越える場合は、別途となると考えて宜しいでしょうか。また、修繕費が予算を満たなかった場合は、修繕費内での清算で宜しいでしょうか。	No.16をご参照ください。
45	1 業務の概要 (5) 委託料 ※実施要領 P1～P2	別紙4における実績額は、1件あたり50万円未満のものが記載されておりますが、本業務における修繕業務の対象も同様と考えると宜しいでしょうか。	No.30をご参照ください。
46	1 業務の概要 (5) 委託料 ※実施要領 P1～P2	修繕費は実施要領に記載の委託料（修繕）を固定額としなくて宜しいのでしょうか。	No.16をご参照ください。
47	4参加資格について (1) 参加資格 ※実施要領 P4	「構成員の出資比率は30%以上とし、～」と記載がございますが、出資比率30%以上と定めた根拠をご説明ください。	具体的な根拠はお示しできません。
48	4参加資格について (1) 参加資格 ※実施要領 P4	「共同企業体で参加する場合は、構成員数は2者以内」と記載がございますが、構成員が2者以内と定めた根拠をご説明ください。	No.47をご参照ください。
49	6 企画提案の参加申込みについて (1) 提出書類 ※ 7 ※実施要領P7	「市内・現行事業者等への参考の見積協力等は制限する。」と記載がございますが、市内及び市外の発注会社の割合を把握するため、現行市内業者の社名リストをご提示ください。併せて各業務の発注金額を開示願います。	優先交渉権者との詳細協議の中で開示します。
50	6 企画提案の参加申込みについて (1) 提出書類 ※ 7 ※実施要領P7	「市内・現行事業者等への参考の見積協力等は制限する。」と記載がございますが、今回の包括管理対象業務に関して、市内業者・市外業者への発注金額及び件数の比率を開示願います。	優先交渉権者との詳細協議の中で開示します。
51	6 企画提案の参加申込みについて (1) 提出書類 ※実施要領P7	共同事業体の協定書に必須記入項目はありますでしょうか。サンプルをご提示ください。	実施要領に基づきご提出ください。なお、協定書は任意様式としております。
52	6 企画提案の参加申込みについて (2) 提出上の留意事項 ※実施要領P8	「④著作権は、応募事業者に帰属する。⑤事務局は、事業者選定の作業に必要な範囲において、複製を作成する場合があります。また、本プロポーザルに関する公表及び市が必要と認める場合には、提出された書類等を無償で使用できることとする。」と記載がございますが、著作権が応募事業者にありますので、必ず許可を得てから使用されるという理解で宜しいでしょうか。	No.6をご参照ください。
53	7. 市内事業者の有効な活用について (1) ※仕様書 P3	「現行以上（契約件数及び金額において）の水準で連携できるよう努めること。」と記載がございますが、具体的にお示しください。	優先交渉権者との詳細協議の中で開示します。
54	9. 関係法令の遵守 ※仕様書 P4	施設概要一覧における本業務対象施設は、複合施設の一部やテナント入居となっている施設がいくつかありますが、「（４）受託者は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年4月14日法律第20号）」に基づく特定建築物に該当する施設にあたっては、建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならない。」との記載について、本業務において専任が必要な施設をお示しください。	No.27をご参照ください。

No.	項目	質問内容	回答
55	12. 委託料の支払い、変更 ※仕様書 P4～P5	「(1) 委託料の支払いは、委託契約約款(包括施設管理業務委託用)第16条に基づき」と記載がございますが、どちらに掲載されておりますでしょうか。委託契約約款(包括施設管理業務委託用)をご提示ください。	No.2をご参照ください。
56	対象施設・対象業務一覧について 対象施設詳細 ※【別紙1】	「仕様書No.80 交通対策課 消防設備保守点検業務委託」に自転車駐車場と記載がございますが、今回包括管理の対象となる自転車駐車場を具体的にお示しください。	【別紙6】各業務仕様書No.80のとおりです。
57	対象施設・対象業務一覧・施設概要一覧について 対象施設詳細 ※【別紙1】 【別紙2】	テナント入居施設における消防点検は、ビル全体として実施(費用負担のみ)するのか、対象施設部分のみを独立して実施するのか、ご教示ください。	対象施設部分のみ実施となります。履行場所及び設備一覧等については、【別紙6】各業務仕様書をご確認ください。
58	対象施設一覧について 施設概要 ※【別紙2】	【別紙1】の対象施設・対象業務一覧に記載のある施設で、【別紙2】の対象施設一覧に記載のない施設が複数存在しますが、下記の9施設概要をお示しください。 ①アクティ・ココブンジ ②cocobunjiプラザ ③第二・第三本学学童保育所 ④第一・第二東恋ヶ窪学童保育所 ⑤第二・第三日吉学童保育所 ⑥国分寺駅北口駅前広場 ⑦東恋ヶ窪自転車等保管所 ⑧戸倉学童保育所 ⑨第三・第四光町学童保育所	9施設の概要を追加しました。 【修正_別紙2】施設概要一覧をご確認ください。
59	実施要領P1 1 業務の概要(3) 対象施設の確認	「別紙1 対象施設・対象業務一覧」に記載されていなく、「別紙2 施設概要一覧」に記載されている施設は本件対象外という認識で間違いないでしょうか？	【別紙1】対象施設・対象業務一覧及び【別紙6】各業務仕様書に記載の施設となります。
60	実施要領P2 1 業務の概要(5)委託料	各年度の上限が定められておりますが、市から修繕指示による対応をしている中、修繕費用が年間上限を明らかに超過するような場合は、市から増額などの対応はありますか？	No.16をご参照ください。
61	実施要領P2 1 業務の概要(5)委託料※	※「(3) 対象施設・対象業務 ※」を踏まえ委託長上限額も変動するとありますが、修繕業務に関しても同様という理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
62	実施要領P2 1 業務の概要(5)委託料※	「令和5年度の予算額をもとに人件費及び物価上昇率の実績値を考慮している」とのことですが考慮している率についてご教示いただけないでしょうか？また、考慮いただいている上昇率を大幅に超える上昇となった場合は協議に応じていただけるという認識でよろしいでしょうか？	前段についてはNo.22をご参照ください。また、後段についてはNo.19をご参照ください。
63	実施要領P2 1 業務の概要(6)施設の利用等	市から提供いただける駐車スペースは、車庫証明を取得することできる車庫として利用可能でしょうか？それともあくまで一時的な駐車スペースという駐車場所という理解でしょうか？	駐車場所は固定された場所ではなく、庁内敷地内の駐車場と定められている以外の空きスペースを貸し出す予定であり、一時的な駐車スペースであることをご理解ください。
64	実施要領P2 1 業務の概要(6)施設の利用等	市役所空きスペースに提供を受ける駐車場所も市役所第3庁舎4階(403号室)の提供期間と同じということでしょうか？	お見込みのとおりです。
65	実施要領P2 1 業務の概要(6)施設の利用等	①に記載している内容は、②記載の事務所として無償提供されるスペース以外でも市が保有する施設を事務所として利用ができ、利用する場合は無償提供受けられるということでしょうか？	事務所としてではなく、対象業務を実施する際に、必要最低限に利用することを想定しております。
66	実施要領P2 1 業務の概要(6)施設の利用等	現在の市役所解体後にも新たに別の施設を市から無償提供されるのでしょうか？もし、市との協議で他の施設の無償提供が受けられる可能性がある場合には、応募者全員に公平に条件提示をお願いいたします。	現在の市役所解体後は、原則、事業者が提案に基づき準備するものとなります。

No.	項目	質問内容	回答
67	実施要領P.6 6 企画提案の参加申込について (1) 提出するもの②企画提案書	作成するページ数の制限はないということでよろしいでしょうか？	様式第4号に記載のとおりです。
68	実施要領P.7 6 企画提案の参加申込について (1) 提出するもの②企画提案書副本	①③から⑧の書類は正本のみに綴じ、副本は②だけを閉じたものという理解で間違いないでしょうか？	正本には①から⑧を全て製本いただき、副本は②のみ11部ご準備いただきます。
69	実施要領P.7 6 企画提案の参加申込について (1) 提出するもの②企画提案書⑦	⑦について共同事業体の構成員となる企業の書類は不要ということで間違いないでしょうか？	実施要領p4「4 参加資格について」(1)⑧より、構成員は法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していることを条件としていることから、提出資料⑦のうち、財務諸表以外の書類は提出が必要となります。
70	実施要領P.10 8 審査方法及び審査結果の発表 (3)事業者説明方法	プレゼンテーションは統括責任者が主となって行うということですが、説明の補足などを統括責任者以外の参加者が行うことは問題ないということでしょうか？	お見込みのとおりです。
71	実施要領P.11 8 審査方法及び審査結果の発表 (3) 事業者説明方法	ヒアリングでの回答はすべて統括責任者が行うということですが、説明の補足などを統括責任者以外が行うことは問題ないということでしょうか？	ヒアリング審査での回答は、原則、全て統括責任者がお答えください。
72	実施要領P.11 8 審査方法及び審査結果の発表 (3) 事業者説明方法	⑧のプロジェクターとの接続ケーブルは応募事業者が準備するということでしょうか？	お見込みのとおりです。
73	実施要領P.11 8 審査方法及び審査結果の発表 (4) 優先交渉権者1者 選定方法	一次審査及び第二次審査の合計得点の最も高いものを優先交渉権者として選定とありますが、合計得点は審査員個別評価得点の総合計になりますか？それとも項目ごとに審査委員評価得点の平均点の合計となりますか？審査員合議での評価による得点の合計となりますか？	審査員個別評価の総合計となります。
74	実施要領P.12 9 審査項目 (1) ① 審査項目2) 市内事業者の有無	本件において市内事業者と共同事業者による応募の場合の市内事業者として評価してもらえるのでしょうか？	市内事業者として評価します。ただし、出資比率に応じ配点が異なります。
75	実施要領P.12 9 審査項目 (1) ① 審査項目2) 市内事業者の有無	上記の審査において、応募事業者が市内事業者かどうかという基準 (YES→10点・NO→0点) といことになるという理解でよろしいでしょうか？出資比率などその他の評価基準で適用されることはないでしょうか。もしほかに適用される判断基準があればご教示ください。	No.75をご参照ください。
76	実施要領P.12 9 審査項目 (1) ① 審査項目3) 事務所拠点	市から提供される事務所スペースを事務所拠点として評価いただけるということでしょうか？	No.4をご参照ください。

No.	項目	質問内容	回答
77	実施要項P13・9 新sな項目 (1) ① 審査項目8) 市内協力事業者の活用・選定方法等	過去5か年の国分寺市が活用してきた市内事業者活用の割合や金額など現行の水準をご教示ください。	優先交渉権者との詳細協議の中で開示します。
78	別紙1・別紙6との整合性確認	記載の対象施設一覧と別紙6の仕様書の整合性が合わない部分(保育園)があります。別紙6を基準としてよろしいでしょうか?	お見込みのとおりです。
79	仕様書P7 修繕業務 別紙4 修繕業務履歴一覧	受託者が行う修繕業務は別紙4記載のような50万円/件未満のものが対象ということでしょうか? 修繕金額が50万円以上となるのが明らかな場合は修繕対応における見積りなど業務対象外ということになるのでしょうか?(修繕業務の範囲について金額による条件があればご教示ください)	No.30をご参照ください。
80	実施要項P12・9 審査項目 2)市内事業者の有無	市内事業者とは国分寺市に本店を置く事業者で、支店や営業所を置く事業者は配点対象ではないという理解でよろしいでしょうか。	支店及び営業所等も含まれます。
81	仕様書P2・6業務体制	貴市事業担当部署の体制(人数含む)並びにそれぞれの具体的な役割・担当をご教示ください。	令和6年度からの具体的な体制は現時点では決まっておりません。
82	仕様書P4・11委託料の支払い (3)	業務が履行されなかった場合…委託料の返金をとありますが、修繕についても、年度末時点で実績が予算を下回った場合は、返金の対象となるのでしょうか。	No.16をご参照ください。
83	仕様書P7・9修繕業務 (1)	総括監督職員の指示に基づき、修繕業務を実施…とありますが、下段(5)の受託者の自らの負担で補修する修繕も総括監督職員への報告と指示(承認)が必要でしょうか。また、受託者のノウハウにより実施する予防的修繕も総括監督職員への報告(計画書の提出)と指示(承認)が必要でしょうか。	原則、お見込みのとおりですが、より効果的・効率的な提案を求めます。
84	仕様書P4・11委託料の支払い(5)	市の都合または、社会情勢による業務の増減等があった場合には・・・と記載ございますが、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の改正に伴い、賃金水準や物価水準の変動(最低賃金の改訂、労務単価、エネルギー価格、資材・機材等)があり、継続的な実施に支障が生じるおそれがある場合には、迅速かつ適切に協議ができるという理解でよろしいでしょうか。	No.19をご参照ください。
85	実施要項P13・9 審査項目 8)市内協力事業者の活用・選定方法	市内協力事業者を現行水準と同等かそれ以上の水準で活用とあります。本件対象施設並びに対象業務における市内協力事業者への委託状況の詳細(委託先・金額)をお示しください。	優先交渉権者との詳細協議の中で開示します。
86	実施要項P1・1業務の概要 (5)委託料	委託業務に係る費用の他、マネジメント業務に係る費用を含んでいるとありますが、マネジメント業務に係る費用は、どの程度を見込んでいるのでしょうか。	No.20をご参照ください。
87	仕様書P2・6業務体制	統括責任者の選定にあたりビルメンテナンス等の業務責任者として通算5年以上の実務経験を有し・・・と記載ございますが、具体的にはどのような経験となりますでしょうか。現場常駐、本部在籍に拘わらず、ビルメンテナンス等のマネジメント経験のある人材という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。